



厚生労働省群馬労働局発表

平成29年6月30日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 千葉 裕子  
労働紛争調整官 竹淵 直子  
電話 027-896-4739

## 「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

～「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は3年連続1,000件を超え、7年連続トップ～

群馬労働局（局長 半田和彦）は、平成28年度に労働局（県内9箇所の総合労働相談コーナー）へ寄せられた個別労働紛争に関する相談状況等について取りまとめたので公表いたします。

### 【平成28年度の相談、助言・指導、あっせんの概況】

・ 総合労働相談件数	19,398件	（前年度比	1.0%減）
・ 個別労働紛争相談件数	6,236件	（同	3.1%増）
・ 個別労働紛争相談者数	5,079人	（同	1.9%増）
・ 助言・指導申出件数	97件	（同	20.5%減）
・ あっせん申請件数	43件	（同	2.4%増）

#### ○ 個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が3年連続1,000件超

「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数では、1,213件（同5.8%増）と個別労働紛争に関する相談全体の19.5%を占めており、相談内容別の件数の順位では7年連続トップ。

#### ○ 助言・指導申出件数は減少傾向、あっせん申請は微増

助言・指導は、簡易・迅速な紛争解決手段として利用されており、「いじめ・嫌がらせ」に関する申し出が最も多く、全体の28.7%を占める。

また、平成28年度において処理した事案の99.0%が1か月以内に処理が終了している。

あっせん申請内容の内訳は、解雇といじめ・嫌がらせで約半数を占める。

平成28年度の解決率は47.2%と年々高くなっている。

## 1 相談の状況

- (1) 総合労働相談（総合労働相談コーナーに寄せられたあらゆる相談）は、平成 28 年度においては 19,398 件に及び、前年度と比べ僅かに下回った。

（資料 1 「総合労働相談件数の推移」）

総合労働相談のうち、労働関係法令上の違反行為を伴わない、いわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談については、件数、相談者数ともに、リーマンショック（平成 20 年）と東日本大震災（平成 23 年）の影響で 2 つのピークを迎え、平成 24 年度以降は 2 年連続で減少していたが、平成 26 年度に増加に転じ、平成 28 年度も増加傾向が継続した。

相談件数 （平成 27 年度）6,048 件 → （平成 28 年度）6,236 件

相談者数 （ ” ）4,983 人 → （ ” ）5,079 人

（資料 2 「個別労働紛争相談件数の推移」）

- (2) 個別労働紛争に係る相談の内容

- ① 平成 28 年度においては、「いじめ・嫌がらせ」が 1,213 件（19.5%）、「自己都合退職」が 1,027 件（16.5%）を占め、「普通解雇」563 件（9.0%）、「退職勧奨」438 件（7.0%）と続き、これら 4 項目の相談で全体の 5 割以上を占めている。

（資料 3 - 1 「個別労働紛争相談の状況」）

- ② 「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、相談内容別の件数の順位では平成 22 年度以降 7 年連続でトップである。平成 28 年度は前年度より 67 件増加し、平成 26 年度以降 3 年連続 1,000 件を超えた。

「自己都合退職」の相談件数は、平成 22 年度以降右肩上がりの傾向が継続しており、平成 27 年度以降 1,000 件を超えた。

一方、それら以外の相談項目の件数は、「普通解雇」「退職勧奨」「賠償」で前年度より減少しており、平成 22 年度以降の増減推移の傾向としては、概ね横ばいである。

（資料 4 「主要な紛争内容に係る相談件数の推移」）

## 2 労働局長による助言・指導の状況

- (1) 個別労働紛争の防止・解消のために、判例や法令解釈等を参考に問題点や解決の方向を示唆し、紛争当事者間の話し合いを促す制度である。

平成 28 年度における助言・指導の申出件数は 97 件で、前年度（122 件）と比べて 20.5%減少した。

簡易・迅速な紛争解決手段であり、平成 28 年度に処理終了事案 100 件のうち 99 件が 1 か月以内に処理を終了している。

（資料 5 - 1 「助言・指導申出件数及びあっせん申請件数の推移」）

(2) 平成 28 年度における申出内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」39 件 (28.7%) のほか、「解雇」9 件 (6.6%)、「退職勧奨」6 件 (4.4%)、「自己都合退職」9 件 (6.6%) 等の労働契約の終了に関わる項目の割合が高い。

(資料 3 - 2 「労働局長による助言・指導の状況」)

(3) 申出件数に対する処理結果については、平成 28 年度内に処理を終了した事案 100 件のうち 47 件で解決に至り、解決率は 47.0% (前年度は 53.4%) であった。

(資料 5 - 2 「助言・指導における解決率の推移」)

### 3 あっせんの状況

(1) 弁護士、社会保険労務士等の学識経験者で構成される紛争調整委員会の委員 (あっせん委員) によって、当事者間の話し合いを促進・調整することで紛争の解決を目指す制度である。

平成 28 年度における申請件数は 43 件で、前年度 (42 件) と比べて 2.4% 増加した。

(資料 5 - 1 「助言・指導申出件数及びあっせん申請件数の推移」)

(2) 平成 28 年度における申請内容の内訳は、「解雇」13 件 (26.5%)、「いじめ・嫌がらせ」11 件 (22.4%) で約半数を占め、「配置転換」7 件 (14.3%) が続く。

(資料 3 - 3 「紛争調整委員会によるあっせんの状況」)

(3) 平成 28 年度内に処理を終了した 53 件のうち 25 件 (47.2%) で解決に至っており、年々解決率が向上している。

また、あっせんへの参加は 25 件 (参加率 47.2%) に止まるも、そのうち 21 件 (84.0%) で合意解決に至っており、あっせんが開催された場合の解決率は更に高くなっている。

(資料 5 - 3 「あっせんにおける解決率等の推移」)

(参考)

## ☆ 個別労働紛争解決制度<sup>※1</sup>について

個別労働紛争とは、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主の間で発生する紛争のことです。労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、労使慣行等を踏まえた解決が図られることが重要です。

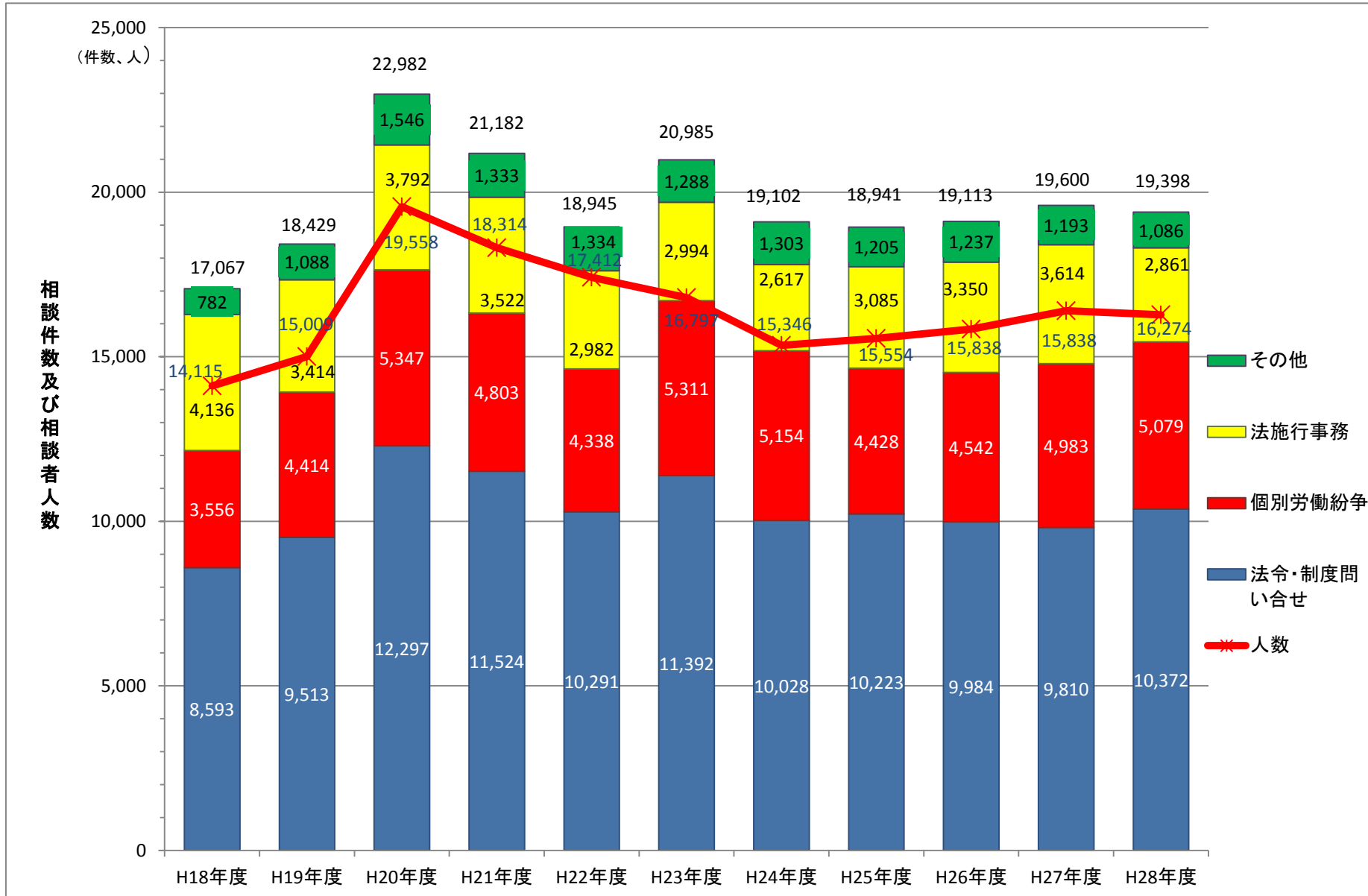
群馬労働局では、労使間に生じた紛争の解決を促進するため、群馬県内9か所の総合労働相談コーナーに総合労働相談員を配置し、総合労働相談<sup>※2</sup>に対応するほか、労働局長による助言・指導<sup>※3</sup>の実施や、紛争調整委員会によるあっせん<sup>※4</sup>の開催により、紛争の未然防止や迅速な解決に取り組んでいます。

- (※1) 民事上の紛争についての解決を促進する制度のこと（労働基準法、職業安定法、男女雇用機会均等法等の労働関係法令違反については、労働基準監督署や公共職業安定所、雇用環境・均等室が監督や指導を行うため、制度の対象から除外されます）。
- (※2) 労働に関するあらゆる相談のこと（個別労働関係紛争相談及び労働関係法令や各種制度の問い合わせ、監督権限の行使・行政指導の実施などに係る照会等）。
- (※3) 関係法令や判例等を参考に、個別労働紛争の問題点を指摘して解決の方向を示唆し、紛争当事者間の話し合いを促すことにより、自主的な紛争の解決を目指す制度のこと。
- (※4) 紛争当事者間にあっせん委員（弁護士・社会保険労務士などの学識経験者）が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案によっては両者が探るべきあっせん案を提示するなど、当事者間の話し合いを促進・調整することにより紛争の解決を目指す制度のこと。

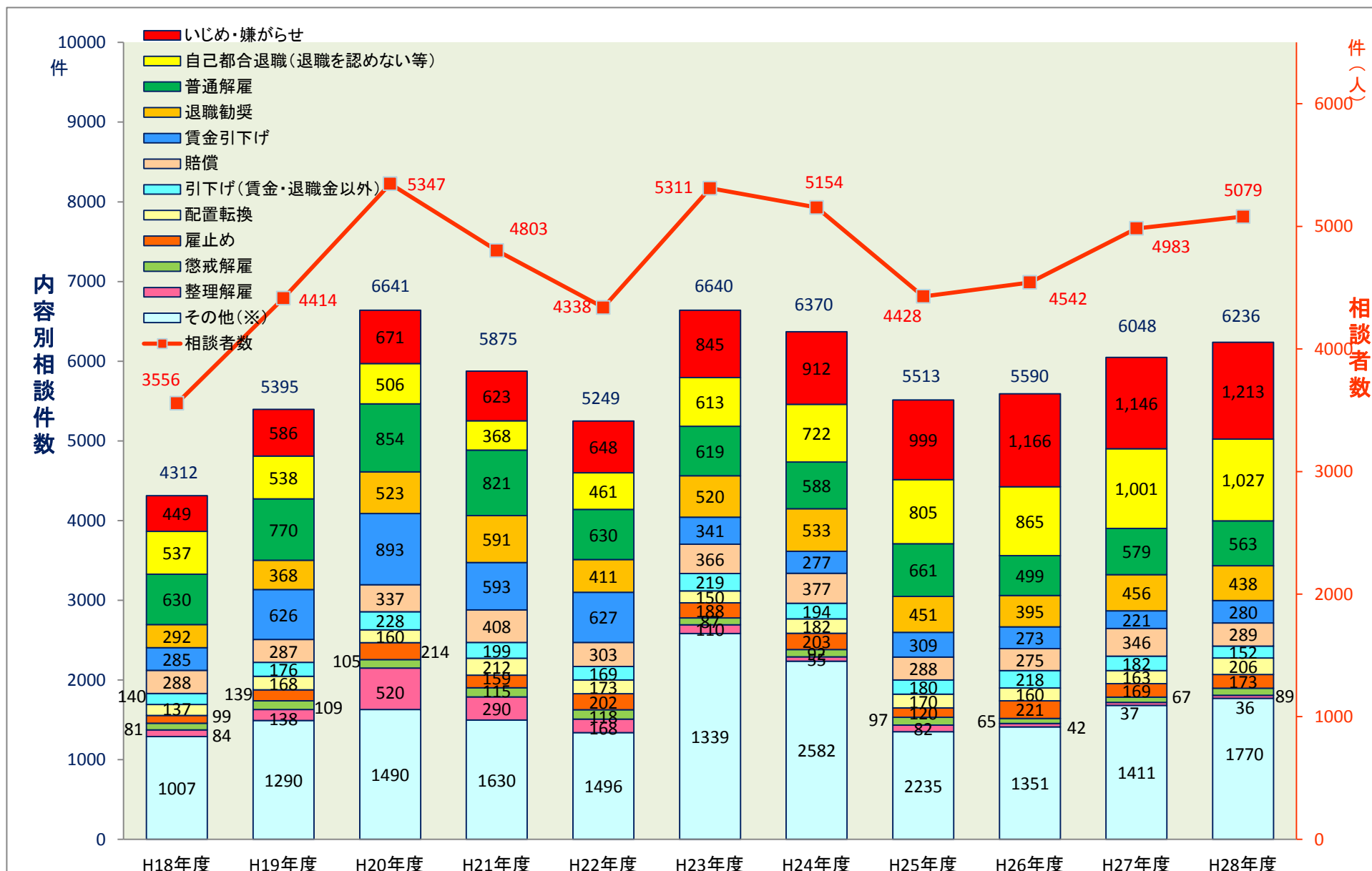
(総合労働相談コーナー)

コ ー ナ ー 名	所 在 地	電 話 番 号
群馬労働局総合労働相談コーナー	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F (雇用環境・均等室内)	027-896-4677
高崎総合労働相談コーナー	高崎市東町134-12 高崎労働基準監督署内	027-322-4661
前橋総合労働相談コーナー	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7F 前橋労働基準監督署内	027-896-3062
伊勢崎総合労働相談コーナー	伊勢崎市下植木町517 前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎内	0270-25-3363
桐生総合労働相談コーナー	桐生市末広町13-5 桐生労働基準監督署内	0277-44-3523
太田総合労働相談コーナー	太田市飯塚町104-1 太田労働基準監督署内	0276-45-9920
沼田総合労働相談コーナー	沼田市薄根町4468-4 沼田労働基準監督署内	0278-23-0323
藤岡総合労働相談コーナー	藤岡市下栗須124-10 藤岡労働基準監督署内	0274-22-1418
中之条総合労働相談コーナー	吾妻郡中之条町中之条664-1 中之条労働基準監督署内	0279-75-3034

# 総合労働相談件数の推移



# 個別労働紛争相談件数の推移

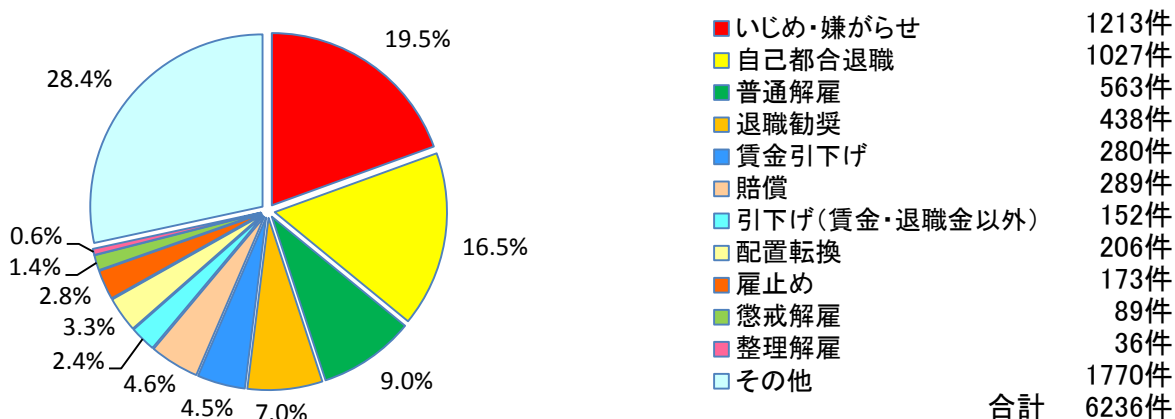


※ 「その他」には 懲戒処分、定年等、採用、募集、在籍出向など、様々な相談が含まれる。

# 個別労働紛争解決制度施行状況(平成28年度)

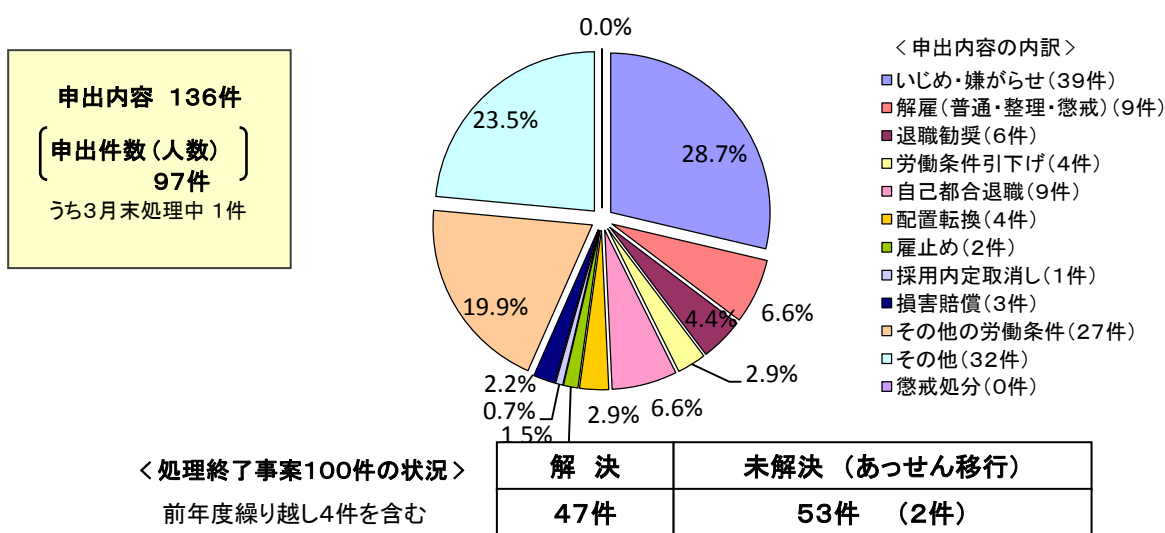
## 個別労働紛争相談の状況

資料3-1



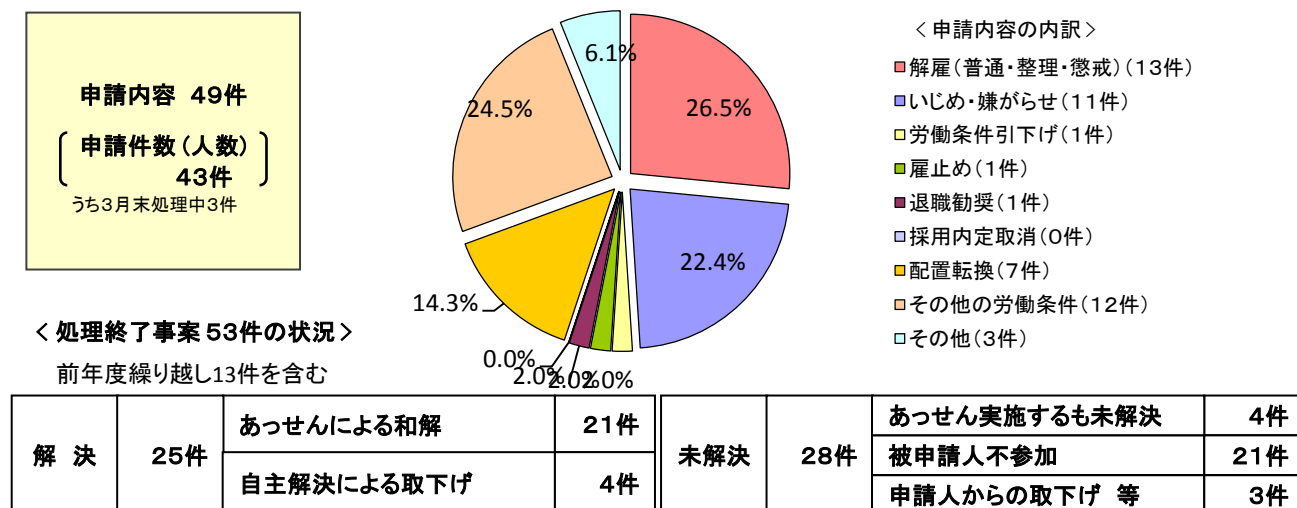
## 労働局長による助言・指導の状況

資料3-2

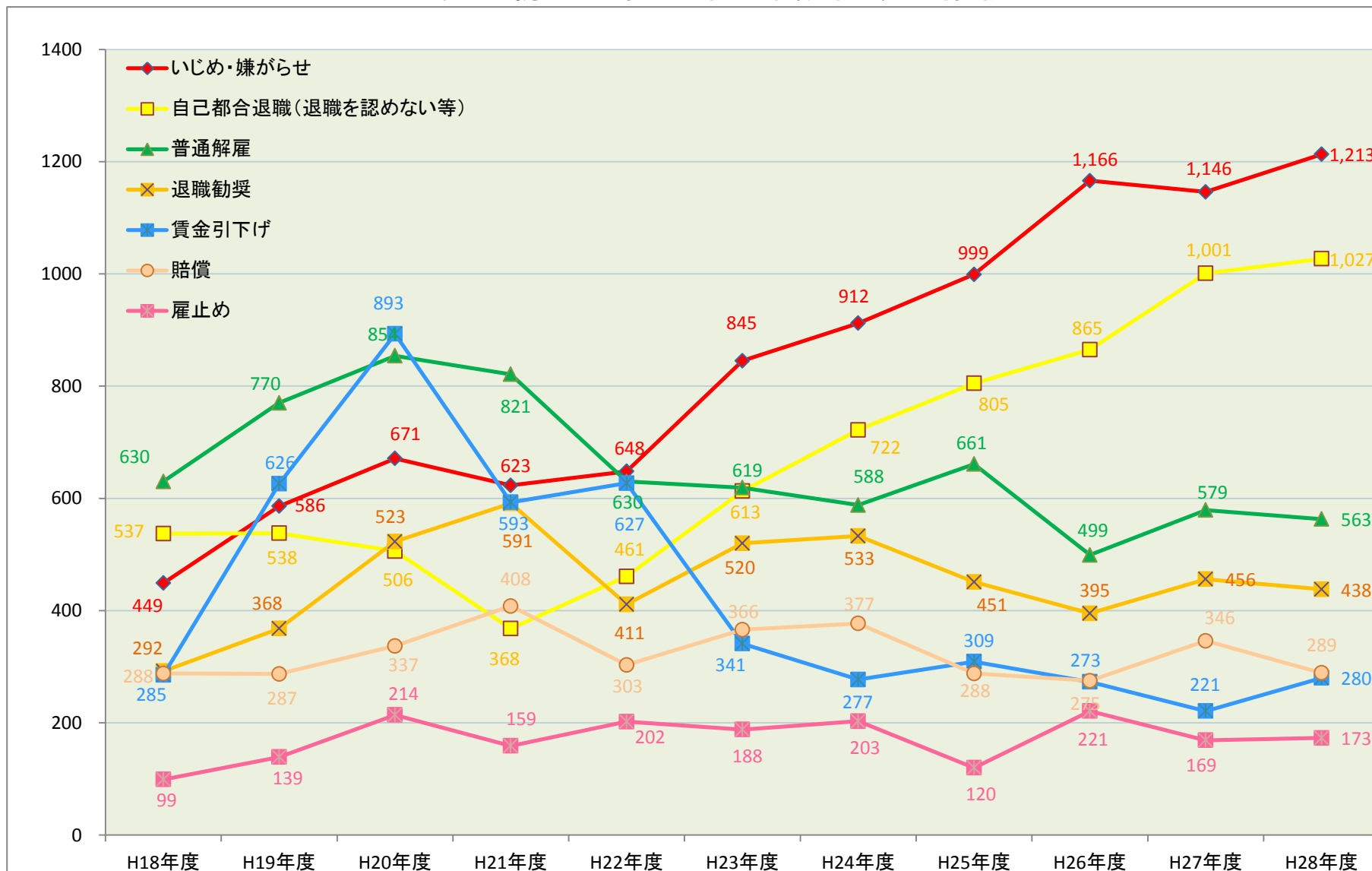


## 紛争調整委員会によるあっせんの状況

資料3-3



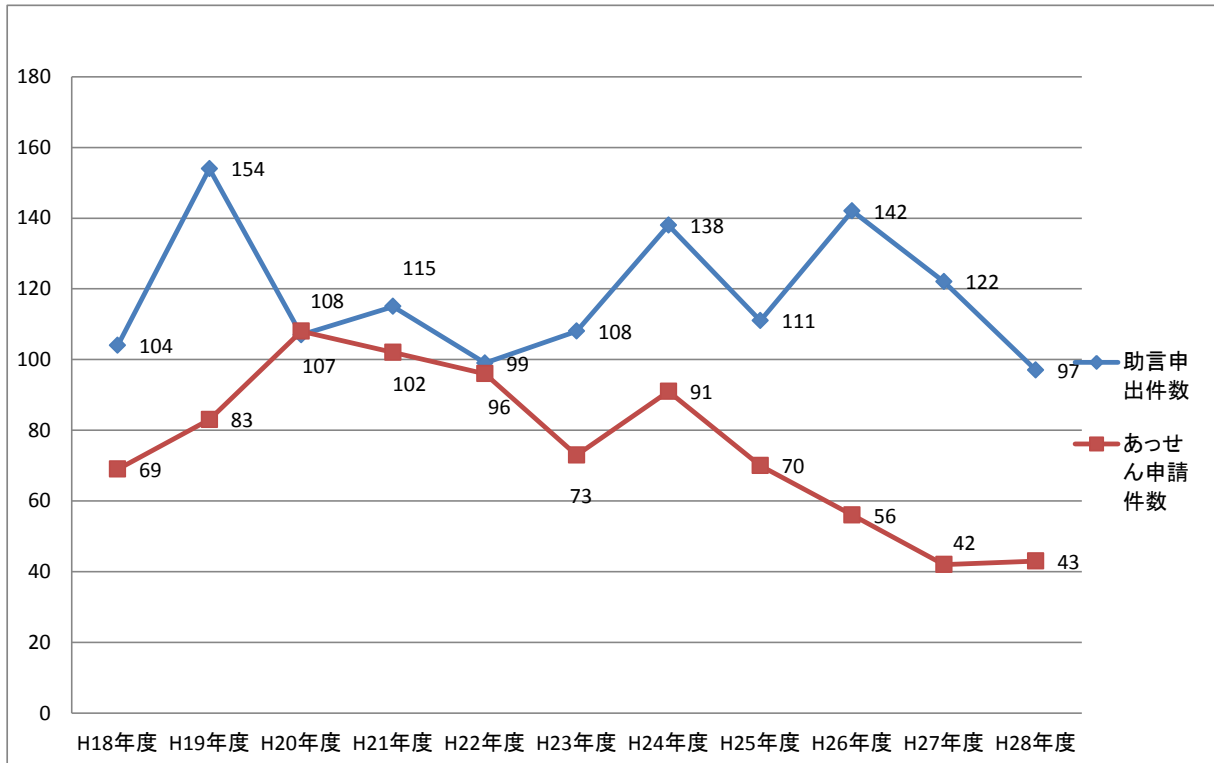
## 主要な紛争内容に係る相談件数の推移





資料 5-1

助言・指導申出件数及びあっせん申請件数の推移



資料 5-2

助言・指導における解決率の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
解決件数	92	62	74	63	47
申出件数に占める割合(※1)	66.7%	55.9%	52.1%	53.4%	47.0%

(※1)平成28年度については「処理終了事案100件に占める割合」

資料 5-3

あっせんにおける解決率等の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
解決件数	26	21	23	12	25
申請件数に占める割合(※2)	28.6%	30.0%	41.1%	41.4%	47.2%
あっせん参加件数	39	28	28	15	25
申請件数に占める割合(※2)	42.9%	40.0%	50.0%	51.7%	47.2%
あっせんにおける合意件数	23	19	20	11	21
あっせん参加件数に占める割合	59.0%	67.9%	71.4%	73.3%	84.0%

(※2)平成28年度については「処理終了事案53件に占める割合」